

平成27年度「増館農村センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

増館農村センターについては、増館町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 平成28年2月16日

施設名	増館農村センター
設置目的	農村におけるコミュニティー活動を強化し、地域住民の連帯感の醸成を図り、住みよい環境づくりのため、農村センターを設置する。
所在地	青森市浪岡大字増館字富岡140番地2
指定管理者	増館町内会 会長 須藤 章輝 青森市浪岡大字増館字宮元100番地1
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	管理保守点検業務が適正に行われているか。	法定検査を定期的実施しているほか、常に施設の点検・清掃を行い、良好な状況を維持している。	○	
	施設管理運営に地域住民の参画があるか。	町会の各班による交代制で、清掃や草刈等を行っており、地域のコミュニティー拠点施設を大事に使ってもらう意識を高めている。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応を行えるようにしているか。事故防止に向けて取り組んでいるか。	防火管理者が防災計画の策定等に取り組み、防火計画に基づいた消火訓練等を実施している。	○	
	個人情報保護について理解が十分か。	施設利用の窓口となる者に対しては、外部への情報の漏洩がないように指導を行っている。	○	
運営について	使用許可に不公平はないか。	利用許可については、申請順により許可し、利用申請者に対し不公平のないように行っている。	○	
	要望を運営に反映する工夫がされているか。苦情処理の体制は明確か。現実的な手法であるか。	利用者からの要望・苦情に対しては、迅速な対応に努めているが、検討を要する内容のものについては当協議会で審議し、また市とも協議しながら対応している。	○	
	市民サービス向上の取り組みがなされているか。	利用者にとってより利用しやすい施設になるよう、アンケート等を行い、要望把握に努め、サービス向上を図っている。	○	

【総合評価】

増館農村センター管理業務仕様書に基づき、適切な管理運営がなされており、良好である。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

青森市農林水産部農地林務課
TEL：0172-62-1179（直通）
代表：0172-62-1111 内線249
E-mail：nochi-rimmu@city.aomori.aomori.jp